

大阪工業大学工学部機械工学科同窓会会則

昭和 43 年 10 月 1 日 制 定
昭和 52 年 10 月 23 日 一部改正
平成 4 年 1 月 17 日 一部改正
平成 9 年 11 月 29 日 一部改正
平成 15 年 1 月 25 日 一部改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は大坂工業大学工学部機械工学科同窓会と称し事務局を大阪市旭区大宮 5 丁目 16 番 1 号、大阪工業大学工学部機械工学科内におく。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、大阪工業大学工学部機械工学科の発展と工業技術の振興に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
1. 会員の名簿、会報の発行と会員相互の連絡
 2. 会員の集会、親睦会、講演会および見学会
 3. その他前条の目的にかなう事業

第 2 章 会の構成

- 第 4 条 本会は下記のもので構成する。
1. 会員
 - a. 大阪工業大学工学部機械工学科および同大学院の卒業生と修了生
 - b. 大阪工業大学工学部機械工学科現専任教職員
 2. 正会員
前項 1. の会員中、入会登録手続きをした者
 3. 特別会員
 - c. 大阪工業大学工学部機械工学科旧専任教職員
 - d. 大阪工業大学工学部機械工学科現旧非常勤講師
 4. 準会員
 - e. 大阪工業大学工学部機械工学科および機械工学専攻の在学学生

第 3 章 役員および顧問・相談役

- 第 5 条 本会に以下の役員および顧問・相談役をおく。役員の任期は 2 年とし再選を妨げない。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 若干名
 3. 会 計 2 名
 4. 会計監査 2 名
 5. 幹 事 若干名(幹事には常任幹事と学年幹事をおく)
 6. 顧 問 1 名
 7. 相談役 若干名
- 第 6 条 本会の役員および顧問・相談役の任務は以下の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代理する。
 3. 会計は、金銭の出納を司り、収支決算を役員会および正会員に報告する。
 4. 会計監査は、会計事務を厳格に監査し正会員に報告する。
 5. 幹事は、会長の要請により、会務の企画処理を助ける。
 6. 顧問・相談役は、役員会の要請により、意見を述べることができる。

第4章 役員および顧問・相談役の選出

第7条 役員および顧問・相談役の選出は以下この方法により行う。

1. 会長は、正会員より役員会において決定する。
2. 副会長は、会長が正会員中より委嘱する。
3. 会計は、会長が正会員中より指名する。ただし、内1名は機械工学科教職員とする。
4. 会計監査は、役員会が正会員中より依頼するものとする。
5. 常任幹事は、大阪近郊在住の正会員で構成するものとし、前年度の役員会で推薦するものとする。
6. 学年幹事は、正会員の中から各卒業年度毎に2名以上依頼するものとする。
7. 顧問は、機械工学科学科長とする。
8. 相談役は、役員会の議を経て、会長または副会長の経験者の中から委嘱する。
9. 役員に欠員が生じた場合は、これを補充し任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第8条 本会の会議は、総会および役員会とし、会長が招集する。

第9条 総会は、会長が必要と認めた場合にのみ招集する。

第10条 役員会は、第5条の1, 2, 3, 4項、および、5項のうちの常任幹事をもって構成し、委任状を含んで構成員の1/2で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

1. 予算および決算
2. その他の重要事項

第6章 会 計

第12条 本会の経費は、入会金、基金、寄付金、臨時会費およびその他の収入をもってこれにあてるものとする。

ただし、入会金および基金の額は別に定める内規によるものとする。

第13条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第14条 会計の決算は、毎年役員会の承認をえて正会員に報告しなければならない。

第7章 附 則

第15条 本会則の変更は、役員会の過半数の同意をもって決定し、正会員に会報等により報告する。

第16条 正会員の多数居住する地区において役員会の議決を経て支部を設けることができる。

本会則は平成15年1月25日より施行する。